

日本貿易振興機構大連事務所委託

委託先：デロイト トウシュ トーマツ大連事務所

「新企業所得税法の解説および留意事項」

セミナー質疑応答集

開催場所：瀋陽（2008年1月16日）

「新企業所得税法の留意事項」 & 「ソフトウェア企業の税制基礎知識」

セミナー質疑応答集

開催場所：大連（2008年1月17日）

【事前質問】

Q1： 「主管業務税金及附加」という項目の税金がありますが当社合弁会社で課税されているところとそうでないところがあります。現地会計士に問い合わせたところ地域によって有無や徴収内容に差があるという話なのですが実際のところどうなのか可能であればご教示いただきたく存じます。

A1： 「主管業務税金及附加」とは損益計算書の勘定科目の名称で、税金の名称ではありません。この勘定科目は、企業が負担する営業税、消費税、都市維持建設税、資源税、土地増値税、教育費附加等を含む税金および附加（すなわち増値税と企業所得税以外）を計上する勘定科目です。通常の場合、売上には増値税が課されるためこの勘定科目には計上されませんが、小売・卸売業、サービス業やソフトウェア業で、売上に営業税が課される場合に、この勘定科目に営業税を計上します。

Q2： 弊社の開発したソフトウェアを日本に販売した際、日本に20%の所得税を納めた。中国の企業所得税を申告するとき、日本で納税した分の控除の計算方法を伺いたい。

A2： 控除限度額の計算式は以下の通りです。

国外所得税額の控除限度額

= 税法に基づき計算される国内および国外所得の納付すべき税金総額

× 某国（地域）に源泉を有する所得額 ÷ 国内および国外所得総額

詳しくは、本日のレジュメの21ページをご参照ください。

【当日質問】

Q1： 先進技術企業に対する半減税率は継続されるのか。（瀋陽）

A1： 新法の施行により廃止される。

Q2： 新法における固定資産の残存価額や耐用年数は、新法施行前に取得した既存の固定資産にも適用できるのか。（瀋陽、大連）

A2： 新法施行後に取得した資産に限られる。ただし、今後何らかの通達で既存の固定資産に適用が認められる可能性もある。

Q3： 電子設備にパソコンは含まれるのか。(瀋陽)

A3： 具体的な規定は公表されていないが、含まれると解する。

Q4： 耐用年数が3年の固定資産を加速償却すると耐用年数はどうなるか。(瀋陽)

A4： 60%までの短縮が認められれば1.8年となる。200%定率法の場合は、計算してみないと分からない。

Q5： 東北三省の優遇策(加速償却、固定資産取得時の増値税)との関係は。(瀋陽)

A5： 東北三省の優遇策が新企業所得税法の中に織り込まれている。すなわち加速償却については新法の中に規定され、東北三省以外の企業でも適用可能となっている。固定資産取得時の増値税については、増値税法の問題なので、今回の新企業所得税法とは関係ない。引き続き東北三省の企業であれば適用可能。

Q6： 固定資産を取得したが、正式な発票を入手できない。その場合の会計処理と税務処理はどうなるのか。(瀋陽)

A6： 会計処理上は、固定資産を計上し、減価償却費を計上する。税務上は、正式な発票がないために税務調査で否認される可能性が高い。すなわち固定資産は無いものとして取り扱われる可能性が高い。

以上